

令和2年度山形県通信販売ウェブサイト創設支援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 知事は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている県内事業者の販路拡大を図るため、県産品（山形県内の工場で生産された製品をいう。以下同じ。）を生産する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）又は創業者（法第2条第3項に規定する創業者をいう。以下同じ。）が、通信販売ウェブサイトの創設に要する経費に対して、「山形県補助金等の適正化に関する規則」（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助事業者等)

第2条 この補助金の補助事業者、補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第3条 補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知)

第4条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 補助対象経費の30%を超えない減
- (2) 目的の達成に支障がないと認められる補助事業の内容の変更

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により、知事の承認を受けようとするときは、変更交付申請書（別記様式第2号）を提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、この要綱による補助対象経費に対して、国又は山形県等からの他の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第6条 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止を行う場合は、その理由を記載した補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）により知事の承認を受けなければならない。

(補助事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第7条 補助事業が予定期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、規則第7条第1項第2号の規定により、その理由を記載した補助事業遂行状況報告書（別記様式第4号）を知事に提出し指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和3年2月26日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

（1）事業実績書（別記様式第1号）

（2）補助事業の経理状況を記載した帳簿等の写し

2 補助事業者は、実績報告書の提出に当たり、第3条第2項ただし書の、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 知事は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（支払い）

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（帳簿の備付等）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間整理保管しておかなければならない。

（財産の管理）

第13条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第14条 規則第22条第1項第3号の規定により知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加額が1件50万円以上の取得財産とする。

2 補助事業者が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第6号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

4 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

附 則

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。

別表

補助事業者	<p>新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている、県産品を生産する中小企業者又は創業者であって、次の各号の要件を全て満たす者とする。</p> <p>(1) 中小企業者の場合は、山形県内に主たる事業所を有すること。 創業者の場合は、山形県内に主たる事業所を有する予定であること。</p> <p>(2) 新たにインターネット販売を行うこと。</p> <p>(3) 令和2年3月31日において、インターネット販売を行っていないこと。</p> <p>※ 季節商品等、販売対象商品がないため令和2年3月31日現在はインターネット販売を行っていない場合でも、既に販売用ウェブサイト等がある場合や、登録しているネットショップ等がある場合は、対象外とする。</p>
補助対象事業	通信販売ウェブサイト創設事業
補助対象経費	<p>令和3年2月26日まで支払いを完了した以下の経費</p> <p>1 インターネット販売用ウェブサイト等の作成に係る委託料(コンテンツ作成費及び保守管理費を含む。なお、保守管理費については、令和3年3月31日までの経費に限り補助対象とする。)</p> <p>2 他の事業者が運営するインターネット販売用ウェブサイト等への登録に係る初期費用及び月額利用料(なお、月額利用料については、令和3年3月31日までの経費に限り補助対象とする。)</p> <p>3 その他、知事が必要と認めたもの</p>
補助金の額	補助対象経費の2分の1の額と、25万円とのいずれか低い額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)

注1 次の経費については補助対象外とする。

- (1) 公租公課(消費税及び地方消費税)
- (2) 人件費
- (3) 備品、消耗品、パソコン等機材の購入に要する経費
- (4) 他の事業者が運営するインターネット販売用ウェブサイト等に登録してインターネット販売を行う場合の、販売額に応じた手数料等
- (5) その他、インターネット販売に直接関係のない事業に要する経費

注2 補助対象経費については、原則として交付決定日以降に発生した経費とする。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けていることが確認できる場合は、交付決定日以前に発生した経費であっても、令和2年4月1日以降に発生した経費であれば、補助対象経費とすることができる。